

第63回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

宮城県名取市下余田字中荷672番地の1
センコン物流株式会社
名取本社会議室

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

新型コロナウイルス感染防止への対応について

（株主様へのお願い）

- 感染リスクを避けるため、昨年度に続き、今年度も株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を強く推奨申し上げます。上記に伴い、今年度も、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は中止とさせていただきます。
- 今後、株主総会当日までの状況変化とその対応につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.senkon.co.jp>) にてお知らせいたします。株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

センコン物流株式会社

証券コード：9051

証券コード 9051
2022年6月13日

株 主 各 位

宮城県名取市下余田字中荷672番地の1
センコン物流株式会社
代表取締役会長兼CEO 久保田 晴 夫

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後6時00分までに到着するよう、折返しご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 宮城県名取市下余田字中荷672番地の1
センコン物流株式会社 名取本社会議室
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第63期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |

以 上

【お願い】

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 第63回定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.senkon.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.senkon.co.jp>) にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染防止への対応について】

(当社の対応について)

- 本株主総会におきましては、株主総会当日の状況に応じて、運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。

(株主様へのお願い)

- 感染リスクを避けるため、昨年度に続き、今年度も株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を強く推奨申し上げます。上記に伴い、今年度も、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は中止とさせていただきます。
- 感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願いいたします。

(来場される株主様へのお願い)

- ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

今後、株主総会当日までの状況変化とその対応につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.senkon.co.jp>) にてお知らせいたします。株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への継続的かつ安定的な配当を実施していくことを基本方針としておりますので、以下のとおり普通株式1株につき7円50銭を配当させていただきたいと存じます。

これにより2021年12月3日に、普通株式1株につき7円50銭を中間配当としてお支払済みですので、当期の年間配当金は普通株式1株につき15円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円50銭 38,269,208円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を定めるものであります。
- (3) 参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">附則 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (削除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 変更前定款第14条(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	久保田晴夫 (1942年2月22日生)	1993年9月 当社顧問 1993年11月 当社常務取締役管理副本部長 1995年3月 当社代表取締役副社長 1997年6月 当社代表取締役社長 1999年6月 当社代表取締役会長兼社長兼CEO 2017年6月 当社代表取締役会長兼CEO（現任） （重要な兼職の状況） （株）ホンダカーズ埼玉西代表取締役会長 （株）センコンエンタープライズ代表取締役会長兼社長 （株）センコンアグリ宮城代表取締役社長 ■取締役会への出席状況（2021年度） 14/14回（100%）	146,700株
	【取締役候補者とする理由】 代表取締役会長兼CEOとして経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、その豊富な経験と知見に基づき、引き続き代表取締役会長兼CEOとして当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に活かしていくことに期待し取締役候補者としております。		
2	久保田賢二 (1974年5月21日生)	1999年4月 当社入社 2006年4月 当社営業本部部長兼第五営業部長 2007年7月 当社執行役員事業統括副本部長兼第五営業部長 2009年6月 当社取締役執行役員第三営業部長 2011年6月 当社取締役常務執行役員経営企画室長兼営業副本部長兼第二営業部長 2013年6月 当社取締役副社長 2015年4月 当社取締役副社長副社長執行役員 2017年6月 当社代表取締役社長社長執行役員（現任） ■取締役会への出席状況（2021年度） 14/14回（100%）	169,400株
	【取締役候補者とする理由】 代表取締役社長社長執行役員として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、その豊富な経験及び知見に基づき、引き続き代表取締役社長社長執行役員として当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に活かしていくことに期待し取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	しば さき とし おき 柴 崎 敏 明 (1962年10月20日生)	1981年 3月 当社入社 2003年 4月 当社総務部長 2005年 6月 当社取締役総務部長 2007年 7月 当社取締役執行役員法務部長兼管理副本部長 2011年 6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼法務部長 2016年 7月 当社常務取締役管理本部長兼内部監査室長(現任) ■取締役会への出席状況(2021年度) 14/14回(100%)	13,900株
	<p>【取締役候補者とする理由】 常務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、管理部門における豊富な経験と実績に基づき、引き続き管理本部長兼内部監査室長としてガバナンス強化及び経営全般に係る事項等の役割を期待し取締役候補者としております。</p>		
4	くぼ た ひで き 久 保 田 秀 揮 (1972年2月14日生)	2002年11月 (株)ホンダベルノ埼玉南(現株)ホンダカーズ埼玉西)入社 2013年 6月 同社東飯能店長 2016年 6月 同社オートテラス狭山中央店長 2018年 4月 同社取締役中古車担当部長 2018年10月 同社取締役中古車営業部長 2020年 2月 同社取締役総務部長 2020年 6月 当社取締役 2021年 6月 当社取締役グループ会社担当(現任) 2022年 4月 同社取締役中古車事業部長(現任) ■取締役会への出席状況(2021年度) 14/14回(100%)	41,000株
	<p>【取締役候補者とする理由】 取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、グループ会社の営業・管理部門における豊富な経験と実績に基づき、引き続き取締役としてグループガバナンスの向上及び経営全般に係る事項等の役割を期待し取締役候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	よし かわ じゅん や 吉川 淳也 (1968年3月23日生)	2012年5月 当社入社 営業開発部長 2015年4月 当社執行役員営業副本部長兼本社営業部長 2017年4月 当社常務執行役員営業本部長兼フォワーディング事業部長兼AEO管理室長 2021年4月 当社専務執行役員営業本部長兼本社事業部長兼AEO管理室長 2021年6月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼本社事業部長兼AEO管理室長 2022年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼AEO管理室長(現任) (重要な兼職の状況) 山陰センコン物流(株)代表取締役社長 ■取締役会への出席状況(2021年度) 10/10回(100%)	1,000株
	【取締役候補者とする理由】 取締役専務執行役員として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、これまでの営業基盤強化及び営業部門における豊富な経験と実績に基づき、引き続き営業本部長として営業基盤の拡大や品質向上に向けた施策の推進及び経営全般に係る事項等の役割を期待し取締役候補者としております。		
6	くろ す せい いち 黒須 成一 (1947年2月1日生)	1971年4月 新日本証券(株)(現みずほ証券(株))入社 1990年3月 同社営業本部統括部課長 1998年12月 新日本ビルディング(株)(現みずほ証券(株))研修センター長 2019年5月 当社顧問 2019年6月 当社社外取締役監査等委員 2021年6月 当社取締役グループ会社統括室長(現任) ■取締役会への出席状況(2021年度) 14/14回(100%)	0株
	【取締役候補者とする理由】 長年に渡る営業部門管理職としての豊富な経験と当社取締役としての実績に基づき、引き続きグループ会社統括室長として当社グループの営業基盤の拡大や品質向上に向けた施策の推進及び経営全般に係る事項等の役割を期待し取締役候補者としております。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には当該保険契約を更新する予定であります。
3. 吉川淳也氏は、2021年6月29日取締役就任後の出席状況を記載しております。

以上

＜ご参考＞

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

No	役員	氏名	企業経営	営業 マーケ ティング	法務 コンプライ アンス リスク管理	財務 会計	労務管理 人材開発	グローバル ビジネス	IT デジタル
1	取締役	久保田 晴夫	●	●	●	●	●	●	
2	取締役	久保田 賢二	●	●	●	●	●		●
3	取締役	柴崎 敏明	●		●	●	●		
4	取締役	久保田 秀揮	●	●	●		●		
5	取締役	吉川 淳也	●	●	●		●	●	
6	取締役	黒須 成一	●	●			●		
7	取締役 監査等委員	小柏 薫			●	●			
8	取締役 監査等委員	佐藤 裕一			●		●		
9	取締役 監査等委員	川田 増三			●	●			

- (注) 1. No.1 から6までが、本招集ご通知記載の候補者であります。
 2. 取締役監査等委員は、全員独立社外取締役であります。
 3. 本表は、各取締役の有する全てのスキルを表すものではありません。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種率の上昇を背景に経済活動の正常化へ向けた動きが見られたものの、年明け以降からの新たな変異株の感染拡大に加え、長引く半導体の供給不足やウクライナ情勢の緊迫化からエネルギー価格の高騰及び円安が加速したことなどにより、依然として先行き不透明な状況が続きました。

当社グループを取り巻く経営環境におきましては、主要事業である物流事業及び乗用車販売事業において原油価格の高騰に伴う燃料費や原材料の上昇に加え、長引く半導体及び部品等の供給不足による自動車メーカー側の生産調整など、厳しい状況で推移しました。

このような経営環境のなかで当社グループは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら、従業員の健康と安全を最優先に、引き続き各事業分野において社会環境等の変化や顧客ニーズに対応したソリューション型の営業活動及びCS（顧客満足）活動を展開するとともに、継続した3PL（企業物流の包括的受託）事業、アウトソーシング事業、フォワーディング事業、レコードマネジメントサービス事業及びトランクルーム事業の拡張に向けた取り組みに注力しながら、中国向け食品等の輸出拡大など、事業の伸長に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は、運送事業及び倉庫事業においてアウトソーシング事業、フォワーディング事業並びに食品・米穀等での受注高が増加したことに加え、乗用車販売事業においては半導体や部品等の供給不足による自動車メーカー側の生産調整などにより、新車販売台数は減少したものの中古車販売台数の増加とサービス部門（車検・点検修理等）の取扱いが堅調に推移したことなどにより、16,727百万円（対前年同期比104.1%）となりました。利益面におきましては、増収効果などにより、営業利益は815百万円（対前年同期比117.9%）、経常利益は814百万円（対前年同期比130.6%）、親会社株主に帰属する当期純利益は489百万円（対前年同期比137.8%）となりました。

なお、事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

(運送事業)

運送事業につきましては、海上コンテナ貨物の取扱い及び精密機械等の輸送量が増加したことなどにより、営業収益は5,193百万円（対前年同期比102.2%）となりました。営業損益は、燃料価格の上昇と輸送車両の代替によるリース減価償却費及び人件費関連費用の増加などにより、24百万円の損失（前年同期は77百万円の利益）となりました。

(倉庫事業)

倉庫事業につきましては、化学製品及び食品・米穀等の受注高が増加したことなどにより、営業収益は3,784百万円（対前年同期比111.4%）となりました。営業利益は、増収効果により、966百万円（対前年同期比116.6%）となりました。

(乗用車販売事業)

乗用車販売事業につきましては、半導体や部品等の供給不足による自動車メーカー側の生産調整などにより、新車販売台数は減少しましたが、中古車販売台数の増加とサービス部門（車検・点検修理等）の取扱いが堅調に推移したことにより、営業収益は7,192百万円（対前年同期比102.4%）となりました。営業利益は、増収効果により、228百万円（対前年同期比125.1%）となりました。

(再生可能エネルギー事業)

再生可能エネルギー事業につきましては、日射量が増加したことにより、営業収益は233百万円（対前年同期比103.7%）となりました。営業利益は、増収効果と前期に計上した監視通信装置の修繕費用が無くなったことなどにより、71百万円（対前年同期比111.7%）となりました。

(アグリ事業)

アグリ事業につきましては、農産品等の店舗委託販売及びインターネット販売が増加したことなどにより、営業収益は140百万円（対前年同期比127.4%）となりました。営業利益は、増収効果により、3百万円（前年同期は7百万円の損失）となりました。

(その他の事業)

その他の事業につきましては、不動産事業での販売単価の低下及びリース事業において取引物件が減少したことなどにより、営業収益は257百万円（対前年同期比81.7%）となりました。営業利益は、採石事業において前年同期に計上した許認可更新に伴う費用が無くなったことなどにより、7百万円（前年同期は38百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額はリースを含めて486百万円であり、その主な内容は次のとおりであります。

当連結会計年度中に実施した主要な設備投資

運送事業…輸送車両の取得

倉庫事業…RM事業部第二センター受変電設備及び幹線設備改修工事、金ヶ崎物流センター第3倉庫屋根塗装工事、秋田営業所事務所及び1・6号倉庫空調機更新工事、本社営業所11・13・15号倉庫空調機更新工事、新潟営業所事務所及び1～3号倉庫空調機更新工事、保管機器の取得

乗用車販売事業…入間東店リニューアル工事

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の所要資金は、自己資金と金融機関からの借入金で賄いました。

(4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境におきましては、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見えないなか、原油価格の高騰に伴う燃料費や原材料の上昇に加え、半導体及び部品等の供給不足による自動車メーカー側の生産調整、更に労働力不足や同業者間での差別化競争など、ますます厳しい状況が予想されます。

このような経営環境のなかで当社グループは、引き続き社会環境等の変化や顧客ニーズに対応したソリューション型の営業活動及びCS（顧客満足）活動の展開を図るとともに、物流の起点である現場業務の効率化や最適化を基本に企業間物流においては、徹底的な専門化に取り組む一方、個人向け型の事業モデルの構築を進め事業領域の拡大に努めながら、労働環境の改善、プロフェッショナルの育成、安全教育、安全管理及び内部管理体制の充実に取り組んでまいります。

また、利益の確保に向け当社グループ間での情報共有化を行い、個々の事業の特長を最大限に発揮するための組織改革や経営資源配分の最適化による資産の効率化と財務の健全化を図っていく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第60期 (2019年3月期)	第61期 (2020年3月期)	第62期 (2021年3月期)	第63期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
営業収益 (千円)	16,415,428	16,193,778	16,071,021	16,727,466
経常利益 (千円)	86,958	450,148	623,561	814,203
親会社株主に帰属する当期 純利益または当期純損失 (△) (千円)	△628,804	209,751	355,261	489,572
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△) (円)	△132.75	43.05	67.81	95.05
総資産 (千円)	17,855,069	17,973,097	18,173,010	17,539,372
純資産 (千円)	3,898,015	4,339,435	4,652,185	5,012,119

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株)ホンダカーズ埼玉西	90,000千円	84.7%	乗用車販売事業
(株)センコンエンタープライズ	30,000	100.0	乗用車販売事業、再生可能エネルギー事業、不動産事業、リース事業、葬祭事業、採石事業

③ 当連結会計年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

運送事業	一般貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、国際航空海上貨物取扱業、3PL (企業物流の包括的受託) 事業
倉庫事業	倉庫業、通関業、3PL (企業物流の包括的受託) 事業、商物一体物流サービス事業
乗用車販売事業	本田技研工業(株)製造車両の仕入・販売・修理、他メーカーの新・中古自動車の仕入・販売・修理事業
再生可能エネルギー事業	太陽光発電事業、小型風力発電事業
アグリ事業	農産物の仕入・販売事業
その他の事業	不動産事業、リース事業、物流機器等の仕入・販売事業、葬祭事業、採石事業

(8) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

仙 台 本 社	(宮城県仙台市青葉区)	花 巻 営 業 所	(岩手県花巻市)
名 取 本 社	(宮城県名取市)	金ヶ崎物流センター	(岩手県胆沢郡金ヶ崎町)
本 社 営 業 所	(宮城県名取市)	盛 岡 営 業 所	(岩手県紫波郡矢巾町)
仙台空港営業所	(宮城県名取市)	秋 田 営 業 所	(秋田県秋田市)
RM事業部第一センター	(宮城県仙台市太白区)	山 形 営 業 所	(山形県天童市)
仙 台 港 営 業 所	(宮城県仙台市宮城野区)	東根物流センター	(山形県東根市)
RM事業部第二センター	(宮城県名取市)	東根第二物流センター	(山形県東根市)
古 川 営 業 所	(宮城県大崎市)	福 島 営 業 所	(福島県本宮市)
仙台北部ロジスティクスセンター	(宮城県黒川郡大和町)	新 潟 営 業 所	(新潟県北蒲原郡聖籠町)
北 上 営 業 所	(岩手県北上市)	東 京 営 業 所	(東京都江東区)

(注) 登記上の本店所在地は、名取本社 (宮城県名取市下余田字中荷672番地の1) となります。

② 主要な子会社

(株)ホンダカーズ埼玉西	本社 (埼玉県狭山市)
(株)センコンエンタープライズ	本社 (宮城県名取市)

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減
430名	5名増

(注) 上記の従業員数には、臨時従業員190名 (嘱託、パートタイマー、アルバイト) は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先						借入金残高			
(株)	七	十	七	銀	行	1,695,240千円			
農	林	中	央	金	庫	938,800			
(株)	商	工	組	合	中	央	金	庫	715,000
(株)	三	菱	U	F	J	銀	行	647,520	
(株)	東	邦	銀	行				634,720	

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 21,712,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,651,000株 (自己株式548,439株を含む)
 (3) 株主数 1,621名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
久保田純子	695,024株	13.62%
(株) 日立物流	500,000	9.80
(株) 富士ロジテック東日本	452,000	8.86
花澤隆太	444,100	8.70
ニッコンホールディングス(株)	275,700	5.40
久保田賢二	169,400	3.32
(株) 七十七銀行	148,000	2.90
久保田晴夫	146,700	2.88
(有) ハナザワ・コーサン	101,356	1.99
(株) プロフィットイノベーション	100,000	1.96

- (注) 1. 当社は自己株式 (548,439株) を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式 (548,439株) を控除して計算し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。
 3. 2022年4月1日付で(株)富士ロジテック東日本は、(株)富士ロジテックホールディングスに吸収合併されました。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

1. 2021年2月10日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得

- | | | |
|------------------|-----------------------|---------|
| (1) 取得した株式の種類及び数 | 普通株式 | 11,800株 |
| (2) 取得価額の総額 | | 9,756千円 |
| (3) 取得期間 | 2021年4月1日～2021年12月31日 | |

2. 2021年9月1日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得

- | | | |
|------------------|----------------------|----------|
| (1) 取得した株式の種類及び数 | 普通株式 | 56,100株 |
| (2) 取得価額の総額 | | 45,397千円 |
| (3) 取得期間 | 2021年9月2日～2022年6月30日 | |

② 自己株式の処分

当事業年度におけるストックオプションの権利行使による自己株式の処分

- | | | |
|------------------|------------------------|---------|
| (1) 処分した株式の種類及び数 | 普通株式 | 2,000株 |
| (2) 処分価額の総額 | | 1,190千円 |
| (3) 処分の目的 | ストックオプションの権利行使 | |
| (4) 処分した日 | 2021年4月20日及び2021年6月29日 | |

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	久保田 晴 夫	(株)ホンダカーズ埼玉西代表取締役会長、(株)センコンエンタープライズ代表取締役会長兼社長、(株)センコンアグリ宮城代表取締役社長
代表取締役社長社長執行役員	久保田 賢 二	
常 務 取 締 役	柴 崎 敏 明	管理本部長、内部監査室長
取 締 役	久保田 秀 揮	グループ会社担当
取締役専務執行役員	吉 川 淳 也	営業本部長、本社事業部長、AEO管理室長、山陰センコン物流(株)代表取締役社長
取 締 役	黒 須 成 一	グループ会社統括室長
取締役（監査等委員）	小 柏 薫	小柏薫税理士事務所代表、東海カーボン(株)社外監査役
取締役（監査等委員）	佐 藤 裕 一	弁護士法人杜協同法律事務所代表社員弁護士
取締役（監査等委員）	川 田 増 三	史彩監査法人社員

- (注) 1. 2021年6月29日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって、黒須成一氏は任期満了により取締役（監査等委員）を退任いたしました。
2. 取締役（監査等委員）小柏 薫、佐藤裕一及び川田増三の各氏は、社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）小柏 薫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）佐藤裕一氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）川田増三氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議等を通じて情報の収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選任しておりません。
7. 当社は経営意思決定の迅速化及び経営責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。当期末における取締役を兼務している執行役員以外の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	見 崎 以 知 郎	Klassy・RM事業部長
執 行 役 員	成 田 浩 憲	業務改善部長、安全品質部長、OS事業部長
執 行 役 員	佐 藤 義 則	東北事業部長、運輸部長
執 行 役 員	花 澤 聡 一 郎	経営戦略室長、東北事業部副部長
執 行 役 員	齋 藤 充 彦	経理部長、総務部長

8. 2022年4月1日付で、執行役員の担当に異動がありました。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	見 崎 以 知 郎	Klassy・RM事業部長
執 行 役 員	成 田 浩 憲	安全品質部長、OS事業部長
執 行 役 員	佐 藤 義 則	東北事業部長、運輸部長
執 行 役 員	花 澤 聡 一 郎	経営戦略室長、東北事業部副部長
執 行 役 員	齋 藤 充 彦	管理本部部長、総務部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役（監査等委員）小柏 薫、佐藤裕一及び川田増三の各氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査等委員、執行役員等の主要な業務執行者及び当社グループ会社役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （一）	113,227千円 （一）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （4名）	9,100千円 （9,100千円）
合 計 （うち社外取締役）	10名 （4名）	122,327千円 （9,100千円）

- (注) 1. 2017年6月29日開催の第58回定時株主総会決議による限度額
 取締役（監査等委員を除く） 4名 年額 144,000千円
 取締役（監査等委員） 3名 年額 24,000千円
2. 上記報酬等の額その他、使用人兼務取締役の使用人給与相当額9,130千円を支給しております。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度において費用計上した役員退職慰労引当金繰入額14,447千円（取締役（監査等委員を除く）13,747千円、取締役（監査等委員）700千円）を含めております。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

本方針は、当社取締役会において決定しております。

① 基本方針

当社取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には職務執行の対価として毎月固定額を支給する「月次報酬」、各事業年度の業績等を勘案して支給する「賞与」、在任中の功労に報いるため支給する「退職慰労金」により構成される基本報酬とする。

② 月次報酬の個人別報酬額の決定に関する方針

当社取締役の月次報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、当社の業績及び担当領域のグループ経営への大きさを総合的に勘案し、株主総会により決定した取締役報酬の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は取締役会の決議により決定するものとする。

③ 取締役の賞与の内容及び額の決定に関する方針

当社取締役の賞与は、各事業年度の当社及び当社グループの業績並びに貢献度、その他諸般の事情を総合的に勘案し、賞与を支給する場合、株主総会において支給対象となる取締役及び支給総額を決定し、その後に取り締役会において個人別の支給額及び支給時期を決定するものとする。

④ 取締役の個人別報酬における基本報酬の割合の決定方針

当社取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されており、その割合は100%とする。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長兼CEOの久保田晴夫がその具体的内容について委任を受けるものとし、本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務の評価においても適切な判断が可能であると考えているためであり、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業等の業績等を踏まえた賞与の評価配分とする。

また、退任取締役に対し、在任中の功労に報いるため、退職慰労金を支給する場合、株主総会において当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を支給することを決議し、その具体的金額、支給の時期及び方法等については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は取締役会の協議により決定するものとする。

当事業年度に係る取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容については、取締役会は、決定の概要につき報告を受け、その報告内容を基本方針と照らし合わせ、これに沿うものと判断しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

- ① 社外取締役（監査等委員）小柏 薫氏は、小柏薫税理士事務所の代表及び東海カーボン(株)の社外監査役を兼職しております。当社と同事務所及び同社との間に取引関係はありません。
- ② 社外取締役（監査等委員）佐藤裕一氏は、弁護士法人杜協同法律事務所の代表社員弁護士を兼職しております。当社と同事務所との間で顧問契約を締結しておりますが、その顧問料は僅少であります。
- ③ 社外取締役（監査等委員）川田増三氏は、史彩監査法人の社員を兼務しております。当社と同法人との間に取引関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役 (監査等委員)	小 柏 薫	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、また監査等委員会13回のうち13回に出席し、主に税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	佐 藤 裕 一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、また監査等委員会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	川 田 増 三	当事業年度の社外取締役就任後に開催された取締役会10回のうち9回、また監査等委員会10回のうち9回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会があったものとみなす書面決議が（3回）ありました。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 R S M清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 32,000千円
- ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 32,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるか確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役を含む役員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を執行するため、「企業倫理規程」を定める。

また、その周知徹底を図るため、法務部門の強化を行い、コンプライアンス体制の整備と充実に努め、代表取締役社長を委員長とした各部門の本部長等を構成員とする「リスク管理委員会」を最低年1回開催し、倫理規程の見直しその他、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための方策について見直しや対応を検討する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定及び職務の執行、取締役への報告等に関する重要な情報については、社内規程に従うほか、法令に準拠した適切な保管・管理を行う。

また、取締役は、常時、これを閲覧できるものとする。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の財務、法務、環境、情報セキュリティ、災害等に関するリスクについては、それぞれの担当部署にて、社内規程・業務マニュアル等を作成・配布し、必要に応じて研修の実施を行うものとする。

また、リスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合、速やかに対応責任者となる担当取締役を定め、損失の危機に迅速に対応する体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会を毎月1回開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項について審議、決定するとともに、取締役の職務執行の状況について監督する。

- ② 経営戦略等の重要事項の意思決定のプロセスは、事前に常務会や経営会議を活用し、十分な議論を重ねて執行決定を行うものとする。
 - ③ 「組織・業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は子会社の事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「グループ会社管理規程」を定め、この規程に従い所管部署が適正に管理し、内部監査室が「内部監査規程」に基づき、子会社の監査を行う。
 - ② 子会社については、経営の自主性を尊重しつつ、子会社の業務及び取締役等の職務の執行に係る状況を定期的に当社の取締役会に報告し、重要な案件については、事前協議を行い当社の承認を要する体制とする。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会は、必要に応じて監査等委員の業務補助のため補助者を置くこととし、その人事については監査等委員会の同意のもと、取締役会が決定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立を確保する。
 - ② 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は、必要な支援を行う。
- (7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、その他の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書や業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人にその説明を求めることとする。

- ② 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人等は、次のような当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項が発生またはその恐れがある場合は、速やかに監査等委員会に報告する。
- ・財務及び事業に重大な影響を及ぼす事項
 - ・重大な法令・定款違反
 - ・その他コンプライアンス上重大な事項
- ③ 監査等委員会に対して前号の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとする。
- (8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、取締役会のほか、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、代表取締役及び会計監査人並びに内部監査人と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の監査の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、併せて必要と判断される要請を行う。

[反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況]

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、企業倫理規程及び行動基準細則に「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、経済的な利益は供与しない」と定め、全社的に取り組んでいる。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- ・具体的な対応に関してはマニュアル等を整備し、対応手順を明確にしている。
 - ・万が一問題が生じた場合、対応統括部署である総務部が顧問弁護士や所轄警察署等の専門家に相談のうえ、適切に対処するようにしている。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社はコンプライアンス規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

リスク管理委員会において、各部門及び子会社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について取締役会に報告いたしました。

(4) 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施いたしました。

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,693,520	流動負債	6,620,818
現金及び預金	2,807,369	支払手形及び営業未払金	1,498,985
受取手形及び営業未収入金	1,748,161	短期借入金	1,094,056
営業貸付金	55,490	1年以内返済予定長期借入金	2,236,520
商品	881,516	リース債務	184,754
貯蔵品	22,670	未払法人税等	157,686
その他	226,859	未払消費税等	87,373
貸倒引当金	△48,546	賞与引当金	123,124
固定資産	11,845,852	役員賞与引当金	17,000
有形固定資産	9,912,975	災害損失引当金	13,627
建物及び構築物	2,750,961	その他	1,207,692
機械装置及び運搬具	1,501,605	固定負債	5,906,434
土地	5,206,402	長期借入金	4,855,359
建設仮勘定	147,977	リース債務	456,588
その他	306,029	役員退職慰労引当金	206,403
無形固定資産	44,068	退職給付に係る負債	212,377
借地権	13,978	長期未払金	86,462
ソフトウェア	20,468	資産除去債務	42,049
電話加入権	8,986	その他	47,193
施設利用権	635	負債合計	12,527,253
投資その他の資産	1,888,808	純資産の部	
投資有価証券	359,680	株主資本	4,784,266
長期貸付金	933,484	資本金	1,262,736
繰延税金資産	199,591	資本剰余金	1,186,733
その他	917,618	利益剰余金	2,724,298
貸倒引当金	△521,565	自己株式	△389,501
		その他の包括利益累計額	29,704
		その他有価証券評価差額金	31,158
		為替換算調整勘定	△1,340
		退職給付に係る調整累計額	△113
		非支配株主持分	198,149
		純資産合計	5,012,119
資産合計	17,539,372	負債及び純資産合計	17,539,372

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
営	業	収	益		16,727,466
営	業	原	価		13,785,219
販	業	総	利		2,942,247
費	費	一	管		2,126,265
営	業	般	理		815,981
業	外	利	収		
受	取	利	息	12,396	
受	取	配	金	9,573	
受	取	手	料	2,346	
為	取	保	金	5,979	
そ	替	差	益	3,637	
営	業	の	他	32,590	66,523
支	外	費	用		
そ	払	利	息	59,286	
経	常	の	他	9,016	68,302
特	別	利	益		814,203
固	定	資	産	10,230	
貸	倒	引	当	10,272	
災	害	損	失	2,038	
新	株	予	約	8,656	
そ	の	権	戻	入	
特	別	損	失	27	31,225
固	定	資	産	447	
固	定	資	産	11,736	
減	損	除	却	28,993	
貸	倒	引	当	33,631	
投	資	有	価	13,000	
災	害	に	よ	13,876	
そ	の	る	損	2,716	
税	金	等	調		104,400
法	人	税	及		741,027
法	人	税	等	247,664	
当	期	純	利	△15,097	232,567
非	支	配	株		508,460
親	会	社	株		18,888
					489,572

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,323,642	流動負債	4,645,262
現金及び預り金	1,590,692	支払手形	183,476
受取手形	38,624	支店未払	479,944
営業未収	1,455,484	電子記録債権	320,476
電子記録債権	58,339	短期借入金	825,000
貯蔵品	22,017	1年以内返済予定長期借入金	2,081,790
貸付金	24,782	リース債権	156,476
関係会社短期貸付金	44,871	未払費用	87,469
前払費用	49,821	未払法人税等	198,328
その他当座預金	64,967	未払消費税	121,111
引当金	△25,956	未払引当金	46,517
固定資産	10,309,513	前払引当金	41,487
有形固定資産	6,759,966	賞与引当金	6,558
建物	1,964,806	災害損失引当金	83,000
構築物	82,615	固定負債	13,627
機械及び運搬装置	20,101	長期借入金	5,101,873
車両器具	20,100	リース債権	4,209,679
土工器具	154,737	資産除去債	406,192
土地	4,001,014	退職給付引当金	14,400
リース資産	516,590	退職慰労引当金	196,402
無形固定資産	41,481	役員退任保証	175,942
借入金	13,978	その他の	29,602
リース資産	18,629	債権	69,654
リース資産	1,759	負債合計	9,747,135
リース資産	7,114	純資産の部	
投資その他の資産	3,508,065	株主資本	3,855,681
投資有価証券	354,946	資本金	1,262,736
関係会社株式	44,000	資本剰余金	1,193,554
関係会社株	86,950	資本準備金	1,178,496
出資	2,060	その他資本剰余金	15,058
長期貸付金	19,009	利益剰余金	1,788,892
長期貸付金	36,403	利益準備金	79,478
関係会社長期貸付金	3,426,372	その他利益剰余金	1,709,414
従業員長期貸付金	4,581	別途積立金	1,000,000
破産更生債権等	10,663	繰越利益剰余金	709,414
長期前払費用	8,050	自己株式	△389,501
長期保証金	335,931	評価・換算差額等	30,338
延税資産	143,667	その他有価証券評価差額金	30,338
その他当座預金	204,692	純資産合計	3,886,020
引当金	△1,169,263	負債及び純資産合計	13,633,156
資産合計	13,633,156		

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	8,654,786
営業利益	7,689,157
営業外総一般管理費	965,629
営業外利益	440,430
営業外収入	525,198
受取利息	31,829
受取配当金	9,354
受取保険金	8,139
受取賃貸収入	13,176
その他	18,213
営業外費用	80,714
支払利息	53,106
支払賃料	12,884
その他	4,607
経常利益	70,597
特別利益	535,315
固定資産売却益	4,456
貸倒引当戻入	91,865
新株予約権戻入	8,656
その他	2,066
特別損失	107,045
固定資産除却損	10,945
投資有価証券評価損	13,000
子会社株式評価損	15,777
貸倒引当繰入	39,529
災害による損失	13,876
その他	447
税引前当期純利益	93,576
法人税、住民税及び事業税	548,784
法人税調整額	183,310
当期純利益	△3,935
	179,374
	369,410

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

センコン物流株式会社
取締役会 御中

R S M 清和監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 戸谷英之
業務執行社員
指定社員 公認会計士 武本拓也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、センコン物流株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、センコン物流株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

センコン物流株式会社
取締役会 御中

R S M 清和監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 戸 谷 英 之
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 武 本 拓 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、センコン物流株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会への責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

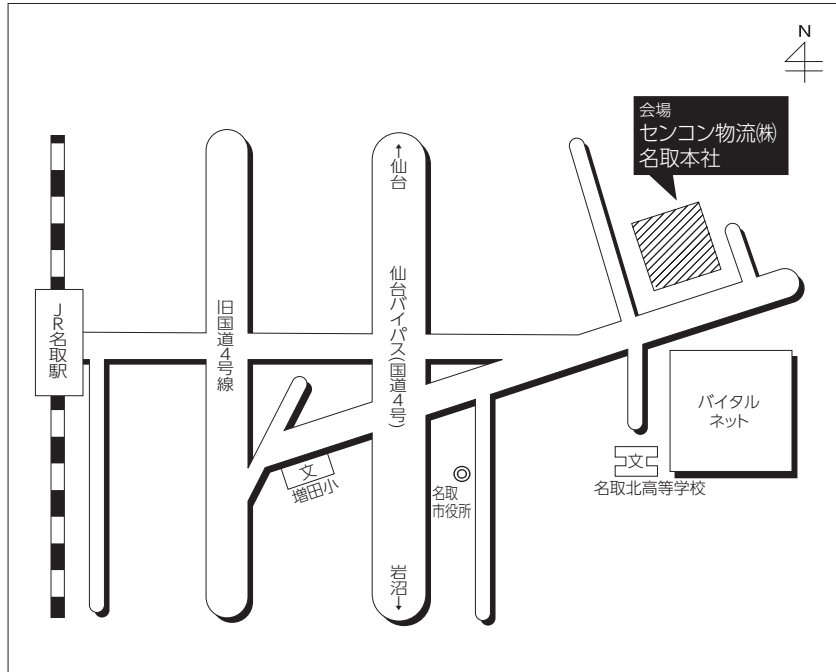
センコン物流株式会社 監査等委員会

監査等委員	小 柏	薫	㊟
監査等委員	佐 藤	裕 一	㊟
監査等委員	川 田	増 三	㊟

(注) 監査等委員小柏 薫、佐藤裕一及び川田増三は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

〈会場ご案内図〉



◎交通…JR東北本線 名取駅から徒歩15分

会 場 宮城県名取市下余田字中荷672番地の1
センコン物流株式会社 名取本社会議室
電話 (022) 382-6127 (代表)



地球環境に配慮した植物油インキ
を使用しています